

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 3 月後期

(No. 291)

発行年月日：2015 年 4 月 3 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、3 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 医薬品許可特許連携制度の関連事件を優先審判として処理(3. 16.)
- 1-2 特許法の一部改正法律案の立法予告(3. 19.)
- 1-3 特許法施行令の一部改正令案の立法予告(3. 19.)
- 1-4 特許法施行規則の一部改正案の立法予告(3. 19.)
- 1-5 実用新案法の一部改正法律案の立法予告(3. 19.)
- 1-6 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告(3. 19.)
- 1-7 実用新案法施行規則の一部改正案の立法予告(3. 19.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知識財産情報のワンクリック検索サービスを提供(3. 16.)
- 2-2 特許庁、特許審査品質の革新に(3. 16.)
- 2-3 創造経済、ブランドでコミュニケーションを図る(3. 17.)
- 2-4 特許庁、「無代理の個人出願に対する専担審査」を試行的に実施(3. 19.)
- 2-5 国際知識財産研修院、途上国の知財権教育要請が相次ぎ(3. 20.)
- 2-6 貿易委員会、知識財産保護専門機関と共に不正貿易行為通報センターの専門性を強化(3. 20.)
- 2-7 強い知識財産を基盤とする「隠れたチャンピオン企業」を育成(3. 23.)
- 2-8 国際特許出願、5 年連続世界トップ 5 に(3. 23.)
- 2-9 特許庁、弁理士受任標準契約書を制定(3. 23.)
- 2-10 中小企業庁、知識サービス分野の創業を支援(3. 24.)
- 2-11 韓国、標準必須特許の保有件数が 5 年連続で世界 6 位(3. 26.)
- 2-12 外国特許庁の審査情報をワンストップで照会(3. 31.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 国内でサムスンのスマートフォンの模倣品流通が初めて摘発(3.18.)
- 3-2 Facebook、「類似名称で SNS 事業はするな」(3.31.)

### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 サムスン-LG、商標権先取りも競争力…テレビ商標の主導権争い(3.18.)
- 4-2 知識財産分野の創造経済政策が実を結ぶ(3.24.)
- 4-3 日本でも4月から音の商標など、新しいタイプの商標が出願可能(3.26.)

### その他一般

- 5-1 特許微生物寄託制度の運営以来、寄託件数が1万件を突破(3.24.)
- 5-2 光学表面処理に関する特許出願が増加(3.25.)
- 5-3 SMART 原子炉、特許技術によって安全性も確保(3.30.)

## 法律、制度関連

### 1-1 医薬品許可特許連携制度の関連事件を優先審判として処理

韓国特許庁(2015.3.16.)

特許庁は、薬事法の改正により2015年3月15日から施行された「医薬品許可特許連携制度」に関する審判事件を迅速に処理すると発表した。

今回の措置(審判事務取り扱い規定の改正)を受けて、「医薬品許可連携制度」と関連して請求された審判事件は、当事者の申し立てがあった場合、その他審判事件より優先的に処理する優先審判の対象となる。

優先審判事件は、そのほとんどが6カ月以内に処理されているが、これは一般的な特許審判事件に比べると2カ月以上早いもので、迅速な審理を通してジェネリック医薬品に関する紛争の早期解決に貢献できると期待されている。

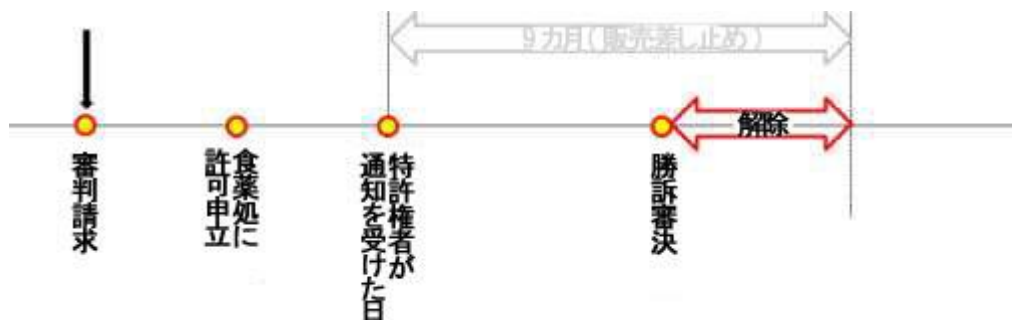
「医薬品許可特許連携制度」によると、ジェネリック医薬品の製薬会社が特許権者に対して審判(消極的権利範囲確認審判、無効審判)を請求した後、食品医薬品安全処(以下、食薬処)にジェネリック医薬品の品目許可を申し立てる際、特許権者にその品目許可の申し立て事実を通知しなければならない。

それから特許権者がジェネリック製薬会社から請求した審判に対応するか、別途の審

判(積極的権利範囲確認審判)を提起すれば、通知を受けた日から9カ月間ジェネリックの販売が禁止される。

この場合、ジェネリック製薬会社は、審判院から勝訴審決を受けてからこそ、販売差し止めの解除およびジェネリックに対する独占販売権の獲得ができる。

＜医薬品許可特許連携制度によるジェネリック製薬会社の業務手続き＞



従って、このような特許審判院の実務改善により、医薬品許可特許連携制度に関する審判事件を優先審判として処理できるようになった点は、製薬会社の立場からも大きな意味がある。

特許審判院のチェ・デシク院長は、「ジェネリック医薬品の品目許可を準備する製薬会社は、審判請求の後に優先審査を申し立て、審理手続きを迅速に進めることも重要だが、審判請求そのものができるだけ早い時期に行う必要もある」と強調した。

## 1-2 特許法の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

### 1. 議決主文(案)

特許法の一部改正法律案を別紙のとおり議決する。

### 2. 提案の理由

不良特許を予防するために誰もが先行技術情報等、特許取消事由を特許審判院に提供すれば、審判官が当該特許の取消可否を迅速に決定する特許取消申立制度を導入し、特許権者の権利保護強化に向けて特許無効審決前に審決の予告を通知して特許発明の訂正機会を追加付与し、特許発明の活用性を高めるため、共有である特許権に対して契約に

よって特別に約定した場合でなければ、その他共有者の同意を得ずに自己の持分全部を他人に譲渡することができるようにし、特許出願された発明の権利確定の早期化に向けて出願審査の請求期間を特許出願日より5年以内から3年以内に短縮する一方、その他に現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 3. 主な内容

#### イ. 特許出願の審査請求期間の短縮 (案第 59 条第 2 項)

- 1) 特許出願の審査を受けるためには、特許出願日から5年以内に出願審査の請求をしなければならないが、審査請求期間が非常に長く、特許発明に対する権利確定が遅延されるため、第3者の監視負担が増加するという問題がある。
- 2) 権利確定の早期化のため、特許出願の審査請求期間を国際的傾向に合わせ、特許出願日より5年内だったことから3年以内に短縮する。

#### ロ. 審査官の職権再審査制度の導入 (案第 66 条の 3 新設)

- 1) 審査官が特許決定謄本を発送しても特許権者がその謄本の送達を受けた日から3カ月になる日まで特許料を支払って初めて特許権が発生する。一方、審査官が特許決定をした以降から特許権が発生する前まで、明白な拒絶理由を発見したとしても改めて審査を再開する手段がなく、不良特許を事前に防止し難い問題がある。
- 2) 不良特許を事前に防止するため、審査官の特許決定の後であっても、特許権が発生する前まで明白な拒絶理由を新しく発見した場合には、特許決定を取り消し、特許出願の審査を再開することを内容とする職権再審査制度を導入する。

#### ハ. 特許取消申立制度の導入 (案第 3 章の 2 新設)

- 1) 特許出願に対する審査処理期間の短縮により、出願公開前に特許審査が行われることで、公衆が特許審査に参加して不良特許を事前に防止する機会が減るといった問題がある。
- 2) 公衆が参加して不良特許を早期に取り消すよう、特許権の設定登録があった日より登録公告日後6カ月になる日まで、誰もが先行技術情報等の特許技術事由を特許審判院に提供すれば、審判官が当該特許の取消可否を迅速に決定することを内容とする特許取消申立制度を導入する。

#### 二. 共有特許制度の改善 (案第 99 条)

- 1) 特許権が共有である場合、各共有者は、その他共有者全員の同意を得て初めて自己の持分を譲渡する、又はその持分を目的とする質権を設定することができるため、その他共有者が同意しなければ、自己の持分譲渡等を介して利益を創出する機会が遮断されるという問題がある。
- 2) 共有特許の活用性を向上させるため、契約によって特別に約定した場合でなければ、その他共有者の同意を得なくても自己の持分全部を譲渡する、又はその持分の全部

を目的とする質権を設定する行為を可能とする。

- 3) 一方、最近の大法院判決(2013 ダ 415789)において、その他共有者の同意なしでも共有特許権全体を競売にかけ、その代金を持分割合として配当する民法上の代金分割請求が認められた他、民法において分割しないことを約定する期間も最大5年以内に制限していることから、共有者の意思にかかわらず、競売によって特許権の持分を喪失するおそれがあり、持分を喪失した際に共有者は、自己の実施事業を中断しなければならないという問題がある。
- 4) 共有特許権者の実施事業を保護するため、民法とは異なって1回の契約で5年以上も分割しないことを約定することができるように特則規定を新設する。

#### ホ. 通常実施権の無登録保護制度の導入(案第118条)

- 1) 現在は、通常実施権を特許庁に登録した場合のみ、その登録後に特許権又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生するように定めているが、間違い又は手続き上の手間により通常実施権を特許庁に登録しなければ、後に特許権の譲渡を受けた者に対抗することができず、通常実施権者は自己の実施事業を中断しなければならないという問題がある。
- 2) 通常実施権者が実施する事業の保護強化に向け、特許庁に通常実施権を登録しなくても、その通常実施権が発生した後に特許権又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生するよう、国際的傾向に合わせることを内容とする通常実施権の無登録保護制度を導入する。

#### ヘ. 訂正審判を請求する時期の合理的な調整

- 1) 現在は、特許無効審判が特許審判院に係属中である場合に限り特許発明の明細書又は図面に対して訂正審判を請求することができないと定めているが、特許無効審判が大法院に係属中である場合、別途の訂正審判を特許審判院に請求して認容されれば、大法院は、特許無効審判の審理対象が変更されたという理由だけで直ちに破棄差し戻しするため、特許法院において最初から改めて審理を進めなければならないという問題がある。
- 2) 無分別な訂正審判による特許紛争の長期化を防止するため、特許無効審判が特許法院に係属中であれば、特許法院において弁論が終結されるまでに限定して訂正審判を請求することができるようにし、特許無効審判が大法院に係属中であれば、訂正審判を請求することができないように訂正審判を請求する時期を合理的に調整する。

#### ト. 特許無効審決の予告制度を導入(案第166条の2新設)

- 1) 現行の特許無効審判の手続きでは、攻撃と防御方法の均衡を保つため、特許権者に特許発明の明細書又は図面に対して訂正を請求する機会を付与しているが、当該訂正請求は、特許無効審判事件の初期に可能であるのみで、審理が進んだ以降には訂正を請求することができず、特許権者の権利が十分に保護されないという問題がある。一方、これとは別途で特許権者は、無効審決後に別途の訂正審判を請求するこ

とができるが、これは特許紛争事件が遅延され、複雑になるという問題がある。

- 2) 特許権者の権利保護を強化する一方で、別途の訂正審判の請求による特許紛争の長期化も防止すべく、特許無効の審理終結前に予め無効理由を記した特許無効審決の予告を特許権者に通知し、期間を定めて特許発明の明細書又は図面を訂正する機会を追加付与することを内容とする特許無効審決予告制度を導入する。

チ. その他に現行制度を運営する上で表れた一部の不備の改善・補完

- 1) 代理人の委任状提出制度の改善(案第 7 条)

特許に関する手続きをする者の代理人の権限は、例外なく書面をもって証明するように定められていたが、これからは法定代理権があるという事実又は特許出願の取下げ・放棄等、特別な権限を委任されて初めて可能な行為等に対する代理人の権限に対してのみ、書面をもって証明することができるようにする。

- 2) 正当な権利者の権利保護強化に向けた正当な権利者の出願可能期間を延長(案第 35 条ただし書き)

無権利者の特許が無効であると確定した場合、無権利者の特許の登録公告があった日から 2 年以内まで、又は無効審決が確定された日から 30 日までのうち、より早い日まで正当な権利者が特許出願をして初めて無権利者の特許出願時に特許出願したものと遡及されて特許を受けることができたが、これからは無権利者の特許の登録公告日にかかわらず、無効審決が確定された日から 30 日までに限って正当な権利者が特許出願をした場合、出願時点を遡及して特許を受けることができるようにする。

- 3) 審査官の職権補正範囲の拡大(案第 66 条の 2)

審査官が特許出願書に添付された明細書又は図面を職権補正する場合、これまでは特許出願人が職権補正事項を受け入れることができないという意見書を提出すれば、特許決定は有効である一方、その職権補正は最初からなかったものとみなしてきたが、これからは従来に行われた特許決定が取り消されたものとみなし、改めて特許出願の審査を行うようにすることで、審査官による職権補正範囲を拡大することができる根拠規定を設ける。

- 4) 特許権の放棄時、残余特許料の返還根拠の新設(案第 84 条第 1 項第 5 号)

特許権者が自ら特許権を放棄した場合、特許権を放棄した年の翌年からの特許料該当分は、納付した者の請求によって返還されるようにし、手数料の返還対象の範囲を拡大する。

- 5) 正当な権利者の権利保護強化に向けた特許権の移転請求制度を導入(案第 99 条の 2 新設)

無権利者が特許出願して特許を受けた場合、これまでは無権利者の特許を無効にするという審決を受けた後に限って、正当な権利者が別途に特許出願して特許を受けなければならなかったが、それに加えて、これからは正当な権利者が直接無権利者に当該特許権の移転を法院に請求する方法でも自己の特許権を取り戻すことができ

るように する。

6) 特許無効審判手続きにおける特許の訂正請求取下可能時期の規定(案第 133 条の 2 第 6 項新設)

特許無効審判が請求された場合、特許権者はこれに対応するため、特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができるようにしているが、その訂正請求の取下可能時期については規定が不十分であり、これまでは特許無効審判の審決が確定される前まではいつでも訂正請求の取下が可能であるため、審理が遅延される等の問題が発生していることから、これを改善するために特許無効審判手続きにおいて訂正を請求する期間、又は訂正に対する補正可能期間に限って当該訂正請求を取り下げように関連規定を設ける。

7) 消極的権利範囲確認審判制度の改善(案第 140 条第 6 項)

利害関係人が他人の特許発明に対する保護範囲に確認対象発明が属するか否かを確認するために消極的権利範囲確認審判を請求する場合、これまでは確認対象の発明が実際実施している発明であるか、実施予定の発明であるかを区分して記すようにしていないことから、実施予定の確認対象の発明に対する権利範囲確認審判の審決が実際実施している確認対象発明に関する審決と誤認される、又は悪用される問題が発生している。これを改善するため、これからは消極的権利範囲確認審判を請求するとき、確認対象の発明に対する実施有無を区分して記すようにする。

8) 訴訟当事者の訴訟手続き中止の申立手続きを導入(案第 164 条)

訴訟手続きを中止する場合、これまでは特許に関する審決が確定されるまで法院が職権で中止することができるようにしてきたが、これからは当事者の申立によっても訴訟手続きにおいて必要な場合、法院が訴訟手続きを中止することができるようにする。

9) 国内優先権主張の基礎出願に対する書類閲覧手続きの改善(案第 216 条第 2 項)

設定登録又は出願公開されていない特許出願に関する書類に対する閲覧申立は許可しないことができるようにしている上、国内優先権主張の基礎となった先願は、出願公開前に取り下げられたものとみなし、これまでは出願公開された国内優先権主張出願と同様の内容に限ってのみ、例外的に書類の閲覧を許容したが、条約優先権主張出願と公平性を維持し、紛争時に国内優先権主張の基礎出願に記された内容を確認する必要がある分、これからは国内優先権主張出願が出願公開された場合、その優先権主張の基礎となった先願については、別途の例外なく書類の閲覧を許容することができるように関連規定を整備する。

#### 4. 主な討議課題

なし

## 5. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置は不要
- ハ. 合意 : ○○○○部等と合意済み
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告(9999. 12. 31. ～12. 31.) 結果、特記事項なし  
3) 行政規制：規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし

### 1 - 3 特許法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

#### 1. 議決主文(案)

特許法施行令の一部改正令案を別紙のとおり議決する。

#### 2. 提案の理由

開放型又は公募職位に指定された審査課長を任用するため、審査課長が備えなければならない要件である審査官を開放型又は公募職位に指定することができるようにその根拠を設ける他、高齢者社会への進出に伴って増加している高齢者による出願及び審査結果を長期間待つことができない難病患者による出願に対して迅速な審査サービスを提供する一方、国民の安全確保に向けた安全技術に対する出願を優先審査対象に含む等、現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

#### 3. 主な内容

##### イ. 開放型又は公募職位である審査官資格の設定(案第8条第1項のただし書き新設)

開放型又は公募職位の審査課長を任用するために審査課長が備えなければならない要件である審査官について、「国家公務員法」に基づく開放型又は公募職位として指定することができる根拠を設ける。

##### ロ. 優先審査の対象に高齢者・難病患者による出願及び安全関連技術を包含(案第9条第12号及び第13号新設)

迅速な審査サービスを提供するための優先審査対象に 65 歳以上の高齢者及び難病患



者による出願と人間の生命及び身体の安全を確保するための技術と直接係わっている出願も含まれるようにその範囲を拡大する。

#### 4. 主な討議課題

なし

#### 5. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置は不要
- ハ. 合意 : 人事革新処と合意済み
- 二. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告(9999. 12. 31. ～12. 31.) 結果、特記事項なし  
3) 行政規制：規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし

### 1-4 特許法施行規則の一部改正案の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

#### 1. 改正理由及び主な内容(案)

出願人の権利保護強化に向け、公知等がされていない発明とみなすようにする主張(公知例外主張)を補完する期間を設定登録までに拡大されるという内容である「特許法」の改正(法律第 13096 号、2015. 1. 28. 公布、2015. 7. 29. 施行)を受け、公知例外主張を補完するために必要な手続きと書式を整備し、出願人に包括委任に対する情報を提供する他、オンラインで包括委任登録又は変更を申し立てる際、便宜を提供するために包括委任の手続きを改善し、間違った特許出願表示による一般国民の混同を防止するため、特許登録と特許出願を明確に区分して表示するようにする一方、企業が出願人であって発明者とその企業の従業員である場合、特許出願書に記さなければならない発明者の住民登録番号を収集する過程で生じる企業の負担を緩和し、発明者の個人情報を守るために発明者の住民登録番号の代わりに生年月日を特許出願書に記すように変更する等、現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

#### 2. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置は不要
- ハ. 合意 : ○○○○部等と合意済み
- 二. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告(9999. 12. 31. ～12. 31.) 結果、特記事項なし  
3) 行政規制：規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし

## 1-5 実用新案法の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

### 1. 議決主文(案)

実用新案法の一部改正法律案を別紙のとおり議決する。

### 2. 提案の理由

不良の実用新案登録を予防するために誰もが先行技術情報等、実用新案登録取消事由を特許審判院に提供すれば、審判官が当該実用新案登録の取消可否を迅速に決定する実用新案登録取消申立制度を導入する一方、その他に現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 3. 主な内容

#### イ. 実用新案登録取消申立制度の導入(案第3章の2新設)

- 1) 実用新案登録出願に対する審査処理期間の短縮により、出願公開前に実用新案登録出願の審査が行われることで、公衆が審査に参加して不良の実用新案登録を事前に防止する機会が減るという問題がある。
- 2) 公衆が参加して不良の実用新案登録を早期に取り消すよう、実用新案権の設定登録があった日より登録公告日後6カ月になる日まで、誰もが先行技術情報等の実用新案登録取消事由を特許審判院に提供すれば、審判官が当該実用新案登録の取消可否を迅速に決定することを内容とする実用新案登録取消申立制度を導入する。

#### ロ. 審査官の職権再審査制度の導入(案第14条の2新設)

- 1) 審査官が実用新案登録決定の謄本を発送しても実用新案権者がその謄本の送達を受けた日から3カ月になる日まで特許料を支払って初めて実用新案権が発生する。一方、審査官が実用新案登録決定をした以降から実用新案権が発生する前まで、明白

な拒絶理由を発見したとしても改めて審査を再開する手段がなく、不良の実用新案登録を事前に防止し難い側面がある。

- 2) 不良の実用新案登録を事前に防止するため、審査官の実用新案登録決定の後であっても、実用新案権が発生する前まで明白な拒絶理由を新しく発見した場合には、実用新案登録決定を取り消し、実用新案登録出願の審査を改めて再開することを内容とする職権再審査制度を導入する。

#### 4. 主な討議課題

なし

#### 5. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略  
ロ. 予算措置 : 別途措置は不要  
ハ. 合意 : ○○○○部等と合意済み  
ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告 (9999. 12. 31. ~12. 31.) 結果、特記事項なし  
3) 行政規制 : 規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし  
4) この法律案は、この法律案と共に提出される「特許法の一部改正法律案」の議決を前提にするため、同法律案が議決されない、又は修正議決される場合には、これに合わせて調整されなければならない。

#### 1-6 実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁 (2015. 3. 19.)

#### 1. 議決主文(案)

実用新案法施行令の一部改正令案を別紙のとおり議決する。

#### 2. 提案の理由及び主な内容

出願人によって遅延された期間に含まれる、請求範囲が記された明細書の補正期限について、実用新案法上の条文が移動されたため、これを施行令に反映することを目的と

する。

### 3. 主な討議課題

なし

### 4. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置は不要
- ハ. 合意 : ○○○○部と合意済み
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告(9999. 12. 31. ～12. 31.) 結果、特記事項なし  
3) 行政規制：規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし

#### 1-7 実用新案法施行規則の一部改正案の立法予告

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

### 1. 改正理由及び主な内容(案)

間違った実用新案登録出願表示による一般国民の混同を防止するため、実用新案登録と実用新案登録出願を明確に区分して表示するようにする規定を設け、企業が出願人であって考案者がその企業の従業員である場合、実用新案登録出願書に記さなければならない考案者の住民登録番号を収集する過程で生じる企業の負担を緩和し、考案者の個人情報を守るために考案者の住民登録番号の代わりに生年月日を実用新案登録出願書に記すように変更する等、現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 2. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途措置は不要
- ハ. 合意 : ○○○○部等と合意済み
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添  
2) 立法予告(9999. 12. 31. ～12. 31.) 結果、特記事項なし

- 3)行政規制：規制改革委員会と協議の結果、異見なし  
- 規制新設・廃止等、なし

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、知識財産情報のワンクリック検索サービスを提供

韓国特許庁(2015. 3. 16.)

特許庁は、創造経済タウン(www.creativekorea.or.kr)を介してアイデアを提案する国民が類似又は同一の先行技術情報があるかどうかを検索できるよう、知識財産情報のワンクリック検索サービスを3月16日から提供する。

先行技術情報とは、一般的に特許、商標、デザイン、アイデアなどの知識財産権を出願するか、提案する前にすでに一般公開されている情報を意味するもので、正確な先行技術の検索は、強力な知識財産権を創出する土台であり、不要な紛争を予防する安全装置ともいえる。

今回提供される知識財産情報の検索サービスは、創造経済タウンの知識財産情報メニューで利用でき、その提供範囲は、特許・実用新案・デザイン・アイデア公募の受賞作・インターネット技術公知・標準技術文献・韓国伝統知識で、それぞれの情報を個別検索または統合検索できるように具現している。

また、同検索サービスの特徴としては、知識財産情報の検索に手を焼いている国民のために作られた文章の入力だけで先行技術情報を検索できる類似文書検索機能だ。

これまで知識財産情報を検索するには、キーワードと演算子(And、Or など)、技術分類などが結合した検索式が必要だった。この検索式の作成は、初心者はもちろん、ほとんどの一般人にとって知識財産情報へのアクセスを妨げる障壁となっていた。

そのため、検索式の作成が要らない類似文書検索を利用すれば、一般人も先行技術の検索が容易にできるため、知識財産情報のアクセシビリティや活用性などがさらに拡大される見通しだ。

創造経済タウンの新サービスである知識財産情報の検索サービスは、未来創造科学部の国家DB構築事業によって提供されるもの。これからも特許庁は、創造経済タウンのホ

ホームページを利用する国民がより簡単に知識財産情報を検索できるように検索サービスの機能を改善していく予定だ。

情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「創意工夫のアイデアなど、知識財産情報に対する簡単な検索サービスを提供することで、関連紛争を予防し、国民のアイデアがより強力な権利として生まれてくるはずだ」と述べた。

## 2-2 特許庁、特許審査品質の革新に

韓国特許庁(2015. 3. 16.)

特許庁は、2014年特許審査処理期間\*を世界トップ水準の11カ月に短縮した。それに次ぎ、創造経済の要である特許の審査品質を向上させるための品質革新活動の本格化に乗り出した。

※特許審査処理期間[カ月(年度)] : 18.5('10)、16.8('11)、14.8('12)、13.2('13)、11.0('14)

昨年、特許庁は、特許審査品質の向上の必要性を認識し、国家知識財産委員会に「国の特許審査競争力強化方案」を報告した後、審査官1人当たりの処理件数の適正化などに向けて力を入れてきた。

その結果、2015年、特許審査官25人の増員を確定\*し、専門任期制公務員102人の契約を延長したほか、先行技術調査の外注用役事業を拡大\*\*するなどの成果を上げた。

※特許審査官の定員 : 725('10)、794('11)、813('12)、812('13)、826('14)

※※特許先行技術調査事業費の増額 : ('14)452億ウォン→('15)506億ウォン

また、これまでは、審査官が拒絶理由の指摘に力を入れてきたが、'13年からは、拒絶理由を通知する際に特許を受けられる方向についても知らせるポジティブ審査を導入し、'14年には予備審査、一括審査、カスタマイズ型補正マニュアルの提供など、新しい審査サービスを提供した。今年1月からは、以上の審査サービスを拡大発展させた国民コミュニケーション・カスタマイズ型の正確な特許審査3.0を推進している。

このような特許庁の品質革新への取り組みに審査官も積極的に参加した。審査官は、審査の現場で露見された問題点をピックアップし、その解決に向けた品質革新課題を積極的に提案した。

昨年の1年間、32課において計54件の改善課題が取り上げられ、各審査局・課で改

善案を試行的に実施してきた。

一例として、審査官の拒絶決定に対して出願人が再審査を請求する場合、審査官が特許決定する割合が高いという問題があった。国土環境審査課が審査課長などと3人協議体を構成して相互に協議する審査を実施した。その結果、特許を許与する割合が26.6%減少する効果もあった。

そのため、特許庁は、昨年に試行的に実施した54件の課題に対して総合評価を行い、効果が優秀だと分析された14件の課題を採択し、今年、審査組織全体に拡散していく予定だ。

今回採択された14件の推進課題は、拒絶決定された出願に対して再審査の申し立てがある場合、課長を含めた3人の審査官が相互協議して審査するようにし、融合・複合技術に対して2人以上の専門審査官が相互協議して審査するようにした。これにより、これまで審査官単独で行われていた特許審査に複数の審査官が参加するようになったため、審査の専門性と公正性が高まると見られる。

一方、特許庁は、審査評価制度によって審査官の審査結果をモニタリングするほか、審査過程において見つけたミス審査官教育などで修正し、審査評価の結果は、個人および組織の成果評価に徹底的に反映している。

特許審査企画局のキム・ヨノ局長は、「革新的なアイデアが事業化され、新しい雇用を創出する創造経済は、無効化されない強力な特許によって支えられる。特許庁は、審査品質の向上と強力な特許の創出に力量を集中し、経済革新3カ年計画のうち、創造経済の具現に大いに貢献すると期待している」と強調した。

## 2-3 創造経済、ブランドでコミュニケーションを図る

韓国特許庁(2015. 3. 17.)

最近、中央政府と自治体が国民と直接コミュニケーションを図る手段として、様々なブランドの開発に乗り出している。かつての政府ブランドが単なる業務PRの手段だったとすれば、今は、対民サービス中心のキャラクター、地域特産品、観光名所などをモチーフにした親しみやすいブランドが色々出願されている。

特許庁によると、この10年間(2005~2014)、中央部処と自治体(広域)のブランド(業務標章、サービス標)の登録件数を見た結果、中央部処の場合、2005年に計32件が登録

されただけだが、2014年になっては120件に増加した。自治体も2005年の216件から2014年の475件の登録で大幅な増加となった。

当該期間に中央部処のうち最も多いブランドを登録した部処は、合計73件を登録した国防部だった。次に環境部が65件、農林畜産食品部・未来創造科学部がそれぞれ46件だった。

当該部処のサービスが分かりやすく、便利に使えるように製作した政府ブランドは、国民から評価されているが、国税庁のインターネット納税サービスである「ホームタックス」、行政自治部のオンライン民願書類発給サービスである「民願24」、特許庁のオンライン特許出願および管理サービスである「特許路」などがその代表例だ。



これは、ブランド開発によって元気で前向きな部処のイメージを強調し、国民に対して政策を効果的に伝えるための取り組みの結果だといえる。

一方、1999年、警察庁の「ポドリ」を皮切りにキャラクター商標が全部処に拡散したことで、2014年まで25の中央部処で計85件のキャラクター商標を登録した。

警察庁はポドリを出願して14年ぶりの2013年に新しく製作した「ポドリ・ポスニ」を登録したほか、国土交通部も従来の「トリ・ドリ」を立体化し、より親しみを感じられるキャラクター「トト・トントン」を10年ぶりに登録するなど、時代の変化に合わせて新しい方法で国民とコミュニケーションを図る努力を続けている。



国内初の政府キャラクター「ポドリ・ポスニ」、1999年(左)と2013年(右)





「トリ・ドリ」(2003年、2008年)と「トト・トントン」(2013年)

中央政府だけでなく、自治体もブランドによるコミュニケーションと広報に力を入れているが、自治体別の登録件数順位では、全羅南道が2005年から昨年までの10年間488件で全国最多のブランドを登録し、京畿道が458件、慶尚北道が443件の順となった。

自治体のブランドは、CMやドラマなどの影響で有名になった地域名所(京畿道楊平郡の「ドゥムルモリのムルレ路」、潭陽郡の「竹林がきれいな潭陽」)をブランド化したり、地域の祭り(保寧市の「保寧マッドフェスティバル」、江陵市の「江陵コーヒーフェスティバル」、華川郡の「サクラマス・フェスティバル」)をPRしたり、地域特産品(安東市の「安東食」、「安東塩漬けサバ」)を育成するためのものがほとんどを占めている。

このように最近多くの自治体では、地域ブランドの活性化が地域おこしにつながるというモットーの下、固有の行政業務以外にも観光および特産品の販売を促進するブランドを開発して地域イメージを向上し、地域経済を活性化するための多様な方策を考えている。

商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は、「政府機関と自治体によるブランドの登録が量的成長だけでなく、形式と内容の面においても多元化している。一般企業のブランドに比べて堅苦しいと思われていた政府ブランドをより身近に感じられるものに作り上げ、国民とのコミュニケーションの幅を広げるきっかけになると見られる」と述べた。

## 2-4 特許庁、「無代理の個人出願に対する専担審査」を試行的に実施

韓国特許庁(2015. 3. 19.)

特許庁は、個人発明家の斬新なアイデアがちゃんと特許権を獲得するように積極的な支援を行う「無代理の個人出願に対する専担審査」プログラムを試行的に実施すると発表した。

法律代理人である弁理士の支援なく、個人発明家自ら特許出願(無代理の個人出願)をする場合、斬新なアイデアがあっても特許明細書に特許を受けようとする技術や権利な

どを正確に表現できない場合が多く、特に拒絶理由が些細なものでも補正書の提出が間に合わず、拒絶された割合も72%で、代理人がある場合の14%に比べると非常に高い\*。今回のプログラムは、社会的弱者である個人発明家の斬新なアイデアが簡単な手続きも進めなくて特許を受けられず、死蔵されるケースを防止することを目指している。

※補正書の未提出率：代理出願 14%、無代理出願 72%

特許庁は、個人発明家が特許分野に対する専門性不足によって斬新なアイデアがあるにもかかわらず、特許を受けられない問題を解決するため、無代理の個人出願が多い技術分類の審査官のうち、審査歴の豊富な審査官 8 人を選定した。このベテラン審査官が担当する技術分類は、調理器具、浴室設備、道路、家庭用雑貨、電気コネクター・ソケット、セメント・セラミック、食品調製、筆記具の分類で、日常生活と密接な関連があって個人出願が非常に盛んになっている。

※個人出願の割合：8 技術分類の平均 44.2%、庁全体 18.8%

専担審査も一般的な特許審査と同じく、出願された発明が先行技術に比べて発展されているか否かを意味する進歩性を中心に審査する。ただし、個人が弁理士の支援なく直接出願する場合、保護を受けようとする発明の核心事項を特許請求範囲に十分に盛り込めない場合が多々あるため、出願された内容全体において斬新なアイデアがあるかどうかを細かく判断する予定だ。アイデアが斬新で、拒絶理由が充分補正できる場合には、審査官が直接特許請求範囲を作成して提示するか、補正の方向性に関する相談を提供し、良質の特許として権利化されるように支援する予定だ。もし、深刻な拒絶理由があっても補正しても特許を受けられない場合は、国内優先権主張出願など、発明を改良して出願する方法を提示する予定だ。

特許庁関係者は、「IP 金融が活性化しているこの時期に無代理の個人出願に対する専担審査を通じて、社会的弱者である個人発明家の斬新なアイデアがちゃんと権利化され、経済的利益につながれば、個人発明家による良質の特許が創業および雇用の創出に貢献するはずだ」と述べた。

同プログラムは、今年 9 月まで主に生活発明を審査する特許庁特許審査 1 局で試行的に運用される予定だ。特許庁は、無代理の個人出願に対する専担審査の効果が立証され、個人発明家のニーズが高まれば、同プログラムを従来のポジティブ審査と連携して審査局全体に拡大する計画だ。

## 2-5 国際知識財産研修院、途上国の知財権教育要請が相次ぎ

韓国特許庁(2015. 3. 20.)

特許庁の国際知識財産研修院(以下、「研修院」)がグローバル知財権教育機関として定着しつつある。これは、最近韓国の先進的な知財権制度および行政を学ぶため、研修院を訪問する、または教育を要請する途上国が日々増加していることから分かる。

昨年の場合、サウジアラビア、ザンビア、GCCPO(湾岸協力会議特許庁)の審査官が教育を受け、今年もすでにザンビア、イランなど8カ国で教育に関する問い合わせが相次いでいる。このような途上国向け教育は、派遣途上国で航空券と滞在費用を負担し、研修院で別途の専用プログラムを提供する形で行われている。教育派遣に予算を割り当てるのが簡単ではない途上国で、その費用を負担してまで教育を受けたという点で、その意味はさらに大きい。

※教育要請機関(2015年3月現在)：ミャンマー、GCCPO、サウジアラビア、イラン、香港、ザンビア、ジンバブエ、ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)

対象国も従来の東南アジア諸国のみならず、中東やアフリカなど世界中に拡大しており、教育希望分野も単なる知財権制度に止まらず、技術分野別の審査実務、知財権制度の創出政策など、より具体化・多様化している。

このように途上国で韓国の知財権制度および行政を積極的に学ぼうとする理由は、韓国特許庁が世界5大特許庁(IP5およびTM5)の一員として積極的に活動しており、世界的にも韓国特許庁が先進特許庁として認識されているからだ。また、優れた特許情報システムと豊富な高級人材(博士号取得者計388人)を背景に、迅速な審査処理と同時に高品質の審査サービスを提供していることが国際的に好評を得ているためだと思われる。

2006年、世界初でWIPO公式の知識財産権教育機関に指定された研修院は、これまで「アジア・太平洋地域セミナー」をはじめ、WIPOと共同で様々な教育プログラムを毎年提供するなど、知識財産権分野に関して韓国が有している経験とノウハウを伝授することで、途上国の知識財産権の発展を支援している。

このような教育の提供は、最近中国、タイなどの途上国で韓国企業に対する知財権侵害が深刻な問題として浮上している中、韓国に友好的な知財権環境を造成するなど、現地に進出する韓国企業の知財権保護にも貢献できるため、その意味が非常に大きいと判断される。

国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は、「限られた予算で途上国の教育ニーズを全て受け入れることはできないが、途上国に対する教育は、長期的な観点から韓国企業の知

財権保護に向けた根本的な対策につながるだけに、できる限り教育ニーズに対応できるよう取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-6 貿易委員会、知識財産保護専門機関と共に不公正貿易行為通報センターの専門性を強化

産業通商資源部(2015. 3. 20.)

産業通商資源部貿易委員会は、20日に韓国知識財産センターにて、知識財産保護専門機関である韓国知識財産保護協会を不公正貿易行為通報センター(以下、「通報センター」)に指定し、同センターを介して不公正貿易行為通報機関の専門性強化に取り組む計画だ。

貿易委員会貿易調査室のパク・ジンギョ室長は、「最近、韓国が自由貿易協定(FTA)の締結を拡大しており、熾烈な貿易環境の中で不公正貿易行為が一層増加し、複雑・多元化している。そのため、韓国知識財産保護協会を通報センターに追加指定し、これから既存の通報センター※を支援する幹事の役割を担ってもらうことにした」と述べ、通報センター指定の趣旨を明らかにした。

※電子情報通信産業振興会、衣類産業協会、ベアリング工業協会など 14 の業種別協会・団体内に不公正貿易行為通報センターを指定して運営中

韓国知識財産保護協会は、知識財産の保護基盤を作るために設立した特許庁傘下の公共機関である。今度通報センターに指定されたことを受けて、貿易委員会と特許庁が韓国知識財産保護協会を介して相互協業による相乗効果を創出し、知識財産権の侵害など不公正貿易行為の取り締まりと通報活動に関する通報センターの専門性がさらに高まると見られている。

同日、パク室長は、通報センター所属の15所属機関の役員・職員が参加した懇談会の中で、韓国知識財産保護協会のチン・ミョンソプ副会長に通報センター指定書を授与し、通報センターの開所式を行った。

貿易委員会は、これまで知識財産権の侵害、原産地表示違反品の輸出入などの不公正貿易行為に対して是正措置※、課徴金を賦課することで企業の被害を救済するほか、2007年から通報センターを設置・運営することで不公正貿易行為の調査申し込みが活性化するように支援している。

※当該行為者の物品に対する輸出・輸入・販売・製造行為の禁止、廃棄処分など

また、懇談会では通報センター所属の 15 機関が今年の活動計画を発表し、増加傾向にある知財権侵害、原産地表示違反行為に対する有効な取り締まり策について議論した。この内容は、今後通報センターの運営に反映される予定だ。

活動計画の内容を見ると、需要者に対する不公正貿易調査制度の広報・教育の強化策、大学生の公正貿易知財権守り隊の活用計画、業種別に不公正貿易行為の疑いがある物品に対する集中的な点検計画などが盛り込まれている。

#### ※「大学生の公正貿易知財権守り隊」の概要

- 2014 年 11 月末、全国 4 年制以上の大学の在学学生および休学生 27 人を選定
- 不公正貿易行為調査制度に対する様々な広報活動、不公正貿易行為の認識度に関する調査、機関の見学、制度の PR キャンペーン、UCC 製作などの活動を遂行

有効な取り締まり策に関する議論の内容には、業種別の集中的な監視品目に対するモニタリングの強化、関連機関(特許庁、警察庁、関税庁など)との協力案、各通報センター間の情報共有の拡大および合同調査、周期的な啓発活動の推進などが盛り込まれた。

貿易委員会は、信頼性と専門性に基ついた不公正貿易行為の有無に対する迅速な決定(6 カ月以内に判定)と強力な制裁措置(是正措置、課徴金の賦課など)により、韓国企業が迅速な救済を求めて第一に訪れる機関に跳躍するとの目標を掲げている。

これについて、パク室長は、「貿易委員会が銃声なき国際貿易戦争の中で、韓国企業の事業活動を堅く守護する貿易警察として定着するには、通報センターが不公正貿易行為を撲滅する先兵の役割を積極的に果たさなければならない」と強調した。

## 2-7 強い知識財産を基盤とする「隠れたチャンピオン企業」を育成

デジタルタイムズ(2015. 3. 23.)

強い知識財産を有するグローバル隠れたチャンピオン企業の育成を支援する事業が施行される。

中小企業庁と韓国知識財産戦略院は、23 日、「2015 年度技術革新型の知識財産(IP)統合ソリューション支援事業」を推進すると発表した。

同事業は、企業の知識財産権被害を予防し、海外紛争が発生した際、一步早い対応を支援するためのもので、R&D 特許戦略と特許経営戦略の 2 分野に分けて計 23 億ウォンの予算を投入する。

R&D 特許戦略は、主力技術に対する IP の獲得・補強、IP 基盤の新事業 R&D 企画などを、特許経営戦略は、IP インフラの獲得と IP 診断、特許の質的評価などをそれぞれ支援する。

支援規模は R&D 特許戦略が 1 億 2,000 万ウォン、特許経営戦略が 2,500 万ウォンで、企業負担金は中小企業が合計事業費の 25%以上、中堅企業が 40%以上となっている。支援対象は、前年度売上高が 200 億ウォン以上であって、最近 3 年間の売上高に比べて R&D 投資の割合が平均 2%以上の中小・中堅企業だ。システム SW 開発・供給に関する企業の場合、売上高 50 億以上であれば、支援対象となる。

隠れたチャンピオン企業の候補(ワールドクラス 300 企業、グローバル強小企業\*、グローバル専門企業、地域型強小企業)と希望エンジニア積金の加入企業、非首都圏所在の企業などは優待される。

※強小企業：強力な中小企業

申し込みを希望する企業は、24 日から来月の 24 日まで技術革新型 IP 成長戦略書を作成して、電子メール([ahns@kipsi.re.kr](mailto:ahns@kipsi.re.kr))で提出する。

イ・ジュンギ記者

## 2-8 国際特許出願、5 年連続世界トップ 5 に

韓国特許庁(2015. 3. 23.)

2014 年、特許協力条約(PCT)による韓国の国際特許出願件数が前年比 6.2%増加し、5 年連続で世界トップ 5 を維持した。

3 月 19 日(ジュネーブ現地時間)、国連傘下の世界知的所有権機関(WIPO)が発表した「2014 年暫定出願統計資料」によると、韓国の国際特許出願件数は 1 万 3,151 件で、全体 21 万 5,000 件のうち 6.1%を占め、上位 5 位となった。

※韓国の PCT 国際特許出願件数：(2013 年)1 万 2,386 件→(2014 年)1 万 3,151 件

1 位は 6 万 1,492 件(28.7%)を出願した米国が占めた。次いで日本が 4 万 2,459 件、中国が 2 万 5,539 件の順となった。また、世界の出願件数は、中国の 2 桁増加(18.7%)とともに米国と韓国の出願増加に後押しされ、前年比 4.5%増加したが、伸び率全体のうち米国と中国、韓国の合計が 93%でそのほとんどを占めている。

企業別の出願件数を見ると、中国企業のファウエイ (Huawei) が 3,442 件、ZTE が 2,179 件でそれぞれ 1 位と 3 位を占めるなど、中国 IT 企業の成長が目立った。一方、韓国企業の中では、サムスン電子が前年比 183 件増加した 1,381 件を出願して 11 位となった。

教育機関別の出願順位を見ると、カリフォルニア大学、MIT など米大学が 1 位から 9 位までを総なめにした中、ソウル大学が 92 件を出願し、米国外所在の教育機関としては唯一トップ 10 にランクされた。また、上位 50 の教育機関では、ソウル大学 (10 位)、高麗大学 (18 位)、KAIST (24 位) など、韓国の大学が 7 校もランクインされるなど、韓国大学の研究開発および知財権出願に対する高い関心が明らかになった。

一方、マドリッド条約による国際商標出願も毎年増加している中、昨年 7 月に加盟して本格的に出願が開始されたハーグ条約による国際デザイン出願は、サムスン電子の本格的な出願 (40 件) に支えられ、加盟 6 カ月で 61 件を出願した。韓国が世界上位 3 位のデザイン出願大国であることを踏まえると、今年ハーグ条約による国際デザイン出願は急増すると見込まれる。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-9 特許庁、弁理士受任標準契約書を制定

韓国特許庁 (2015. 3. 23.)

特許庁は、依頼人と弁理士間の委任による義務と委任の範囲などを明確にするための弁理士受任標準契約書 (以下、「標準契約書」) を制定・公表する発表した。

特許などの出願・登録、これに関する審判・訴訟は、ほとんど弁理士を介して行われているが、これまで依頼人と弁理士間の契約内容および範囲が不明確な場合が多く、当事者間の紛争が相次いでいた。特許庁では、このような問題を解決するために契約を締結する際に基準となる標準契約書を策定することにした。

標準契約書は、弁理士の主な業務によって「出願業務委任契約書」および「審判・訴訟など事件委任契約書」に分けられ、主な内容は、依頼人と弁理士間の義務と委任範囲、サービス提供による報酬の類型、契約終了の具体的な時点などに関する事項となっている。

今後、依頼人と弁理士間の契約時に基準となる標準契約書が作られたことで、契約内容または委任範囲に関する紛争が減少し、公正な取引秩序が形成されると思われる。

特許庁産業財産課のチョン・デスン課長は、「依頼人と弁理士間で締結される契約内容と委任範囲が具体的でなかったため、これに係わる紛争が多々発生し、その解決に過度な時間とコストが費やされた。標準契約書によって依頼人と弁理士間の責任および権限が明確に規定され、契約内容に係わる不要な紛争を最小限に止められると期待している」と述べた。

特許庁は、今後、標準契約書が積極的に活用されるよう、大韓弁理士会など関連機関のホームページに関連内容を掲載する一方で、弁理士の義務研修の際、標準契約書の内容とその活用方法を紹介するなど、広報活動に取り組む計画だ。

同標準契約書は、特許庁のホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))または大韓弁理士会のホームページ([www.kpaa.or.kr](http://www.kpaa.or.kr))で確認できる。

## 2-10 中小企業庁、知識サービス分野の創業を支援

中小企業庁(2015. 3. 24.)

知識サービス分野の斬新なアイデアがあっても、創業に関する情報が足りなくて苦勞していた創業予備軍の悩みが解消される見通しだ。

中小企業庁は、アプリケーション(ウェブ)、ソフトウェア、コンテンツ分野など、有望な知識サービス分野の優秀な創業予備軍に対する教育および事業化を目指して運営する「スマート創作場」の事業に参加する創業チームを3月25日から募集する予定だ。

これまで新産業(IoT、ビッグデータ)の登場により、新規有望事業分野に対する教育および創業支援の必要性は増加した一方で、スマート創作場がほとんどアプリ分野の支援に集中されていたとの意見を参考にして、今年からは新規有望事業(IoT、ビッグデータなど)およびICT融合・製造分野に対する教育と支援を大幅に拡大して運営する予定だ。

また、関連分野の創業チームの力量強化に向け、韓国著作権委員会と協力して知識財産権教育および創造経済タウンのメントを活用した集中的なメンタリングを提供する。

さらに、優れた特許技術を有している創業チームを育成するため、特許庁が推薦する企業には、評価の際に加点を付与し、選定の際に特許情報検索サービスを無料で提供す



るほか、技術・コンサルティングの支援など特許に関する支援を大幅に拡大する計画だ。

スマート創作場で支援する詳細な内容を見ると、まず、創業予備軍の事業化支援課題の開発・事業化に向けた40時間以上の専門教育を支援し、本格的な事業化のために試作品の製作費用(人件費、外注費、材料費、知財権取得費、機材購入費)、マーケティング費用(広報費)、創業活動費用など(食費、交通費など)、知識財産権取得費用などの名目で1チーム当たり1千万ウォンから最大5千万ウォンまで提供する。

中小企業庁は、スマート創作場の運営事業によって「斬新なアイデアを有している知識サービス分野の有望な創業予備軍が事業化に乗り出す良い機会になると思う。有望な知識サービス企業が創業に成功するよう、今後も有望業種の掘り起こしおよび事業の改善に向けて積極的に力を入れていく計画だ」と述べた。

## 2-11 韓国、標準必須特許の保有件数が5年連続で世界6位

韓国特許庁(2015.3.26.)

2014年基準で国際標準化機構(ISO、IEC、ITU)に宣言された韓国の標準必須特許の保有件数(累積)は、前年比22.3%増加した。これは世界全体の伸び率16.7%を上回る数値で、韓国は5年連続で世界上位6位となった。

韓国特許庁と韓国知識財産戦略院(標準特許センター)が集計した資料によると、国際標準化機構に宣言された標準必須特許全体の件数は、9,520件から11,107件に増え、前年比16.7%増加した。このうち、韓国の標準必須特許の保有件数は、394件から482件に前年比22.3%増加したが、これは世界全体の伸び率を5.6%ポイント上回るものであった。

標準必須特許全体の件数のうち、韓国のシェアは前年比0.2%ポイント増えた4.3%で首位となった米国(27.4%)、日本(17.8%)、フィンランド(16.6%)、フランス(14.3%)より立ち遅れているものの、5位のドイツとの開きを0.9%ポイントから0.5%ポイントに縮め、標準必須特許大国への跳躍が期待される。

また、注目すべき部分は、標準必須特許を保有した国内企業および機関の数<sup>※</sup>が17カ所から24カ所に前年比41%増加したというところだ。

※国際標準化機構および欧州/北米地域の主な標準化機構(ETSI、IEEE)を含む

2014年に新規追加された7カ所の企業および機関の詳細を見ると、大企業が1カ所で、

そのほかは中小・中堅企業(3)、大学(1)、公共研究所(1)、公共機関(1)だった。少数の大企業の専有物とされていた標準必須特許の裾野が徐々に拡大している上、中小・中堅企業による標準必須特許の創出力量も強化されつつあることが分かる。

これについては、韓国が有している標準必須特許のうち、大企業のシェアが2012年比約1.7%ポイント減少した反面、中小・中堅企業、大学および公共研究所のシェアは同期間それぞれ0.4%ポイント、0.7%ポイントおよび0.6%ポイントが増加した事実からも確認できる。

産業財産政策局のクォン・ヒョッジュン局長は、「国内において新規標準必須特許を確保する機関が増加してきたのは、非常に望ましい現象だ。これからもグローバル市場の先取りに向けて優秀な技術と特許が標準必須特許の確保につながるよう、積極的に支援する計画だ」と述べた。

標準必須特許の統計は、各種標準化機構の新規標準必須特許データのアップデート時点を反映して半期ごとに作成され、標準特許センターのホームページ([www.epcenter.or.kr](http://www.epcenter.or.kr))で提供している。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-12 外国特許庁の審査情報をワンストップで照会

韓国特許庁(2015.3.31.)

特許庁は、国民がIP5の特許審査進行情報をワンストップで照会できるよう、「国際審査情報の統合照会サービス(One Portal Dossier、以下、OPD)」を3月31日からウェブサイト(<http://kopd.kipo.go.kr>)を介して提供する。

OPD サービスは、一国に対する出願番号を入力するだけで、他国に同時出願した特許の審査進行情報を照会できるものだ。同サービスを利用すれば、関心特許に対するIP5の審査進行情報、登録や拒絶理由などの具体的な関連情報を確認できる。同サービスは、本人の出願だけでなく、公開された出願を対象としており、いずれも無料で提供している。

これによって、国民が主要国の審査進行情報をより早く、効率的に把握・対応できるようになり、外国における権利獲得が一層容易になると見られる。また、韓国企業が競

合会社の特許出願動向および権利化の推移をモニタリングできるため、特許紛争を予防し、対応戦略作りに貢献すると期待されている。

これまで韓国企業が海外で出願した特許の審査進行状況を確認するためには、各特許庁が自国語で運営するウェブサイトに直接アクセスして確認しなければならなかった。

＜OPD サービスの提供以前・以後の比較＞

区分	提供前	提供後
サービス 利用方法	個別特許庁にアクセス 庁別に照会	IP5 の審査進行情報 <u>一斉に照会および比較が可能</u>
サービス 言語	自国語	自国語および英語 <u>(日本・中国は英訳版を提供)</u>

世界中の特許出願の 8 割を占める IP5 は、ユーザの不便の解消し、特許情報の活用を促すため、2013 年 6 月に開かれた IP5 会合で OPD サービスの構築に合意した。その後、持続的な協力を通じて相互情報交換に向けた標準をまとめてシステムを連携し、サービス開始に至った。

特許庁情報顧客支援局のチャン・ワノ局長は、「OPD サービスを介して主要国の審査進行情報を便利に照会できるようになったため、国民・企業のグローバル特許獲得戦略作りに役立つと見られる。これからもカナダ、豪州など、審査進行情報の対象国を積極的に拡大していく計画だ」と述べた。

**模倣品関連及び知的財産権紛争**

**3-1 国内でサムスンのスマートフォンの模倣品流通が初めて摘発**

電子新聞(2015. 3. 18.)

国内でサムスン電子製スマートフォンの模倣品を製造・流通した組織が摘発された。中国ではなく国内においてサムスンスマートフォンの模倣品が摘発されたのは、今回が初めてだ。

釜山地方警察庁国際犯罪捜査隊は、18 日、サムスンスマートフォンの模倣品約 1,200 台を製造・販売した疑い(業務妨害など)で、ソン某(31)氏など 14 人を在宅起訴した。

ソン氏らは、2013年9月から最近まで中国シンセン市などでサムスン電子の商標を付着した偽物のスマートフォン部品(約2億8,800万ウォンに相当)を国内に搬入してきた。また、中国に輸出したサムスン製スマートフォンの製造番号などが記されたラベルを持ち込んだ上、サービスセンターの従業員2名と画策してスマートフォンを修理したものと偽って書類を改ざんし、液晶934個(9,500万ウォンに相当)を流した。

警察の説明によると、サムスンスマートフォンは、正規品の液晶を付着しないと作動しない。ソン氏らは、釜山市東区チョリャン洞と水營区スヨン洞に設けたいわゆる「ハウジング」を介してギャラクシーS3とギャラクシーノート2の模倣品約1,200台(8億5,000万ウォンに相当)を製造した。

1台あたり15万ウォンで作った偽物のスマートフォンは、1台25万~30万ウォンで釜山地域の多数の携帯電話売り場に渡された。この模倣品のスマートフォンは、低価格携帯、プリペイド携帯、中古携帯などの用途で1台約80万ウォンに販売されたと見られている。

警察は、ソン氏らがギャラクシーノート4の模倣品も製造したが、市場には流通しなかったと説明した。模倣品の製造には、国内・国外3社の携帯電話メーカーのサービスセンターで修理業務を担当していた従業員3人も係わった。

そのため、模倣品と正規品を肉眼で区別することが難しく、正規品の40%に過ぎない機能を備えているにもかかわらず、高齢者などが日常で使うにはあまり支障がなかったという説明だ。

警察は、中国から流されてきた偽物のスマートフォン部品が全国的に供給されたと見て、捜査を拡大している。

アン・ホチョン記者

### 3-2 Facebook、「類似名称でSNS事業はするな」

電子新聞(2015.3.31.)

Facebookが国内のスタートアップ企業を相手に社名に関する異を唱えた。英語の名称が類似しているため、自社のサービスと混同を起こさないように事業の縮小を求めているのだ。グローバル企業がその他企業の事業項目まで制限するという趣旨であるため、波紋が広がる見通しだ。

先日、書籍おすすりサービス業者「FlyBook」に、Facebook 発信の一通の内容証明が届けられた。丁寧な形をしていたものの、その内容は威圧的だった。

FlyBook の名称が「F」で始まる上、接尾辞(Book)に構成されているため、Facebook と関連性があるように誤解をもたらしかねないということだ。さらに、Facebook の主なサービス業と区別ができるように事業範囲を限定して使用すると旨の回答書を 4 月 3 日まで要求している。

FlyBook のキム・ジュンヒョン代表は、「弁理士側に依頼した結果、商標の類似判断は基本的に外観、称号または概念が類似しているか否かで判断するという。Facebook が名称について待ったをかけているので、非常に困っている」と述べた。特に、文字商標の場合、「呼称」が最も重要だが、両社の呼称は全く別のもので、概念や外観も異なるので法院と特許庁による商標審査実務においても何の問題もなかったという。

ある法務法人の弁理士も「著名商標の影響力を武器に関連分野の中小 SNS 業者に対し、商品の指定またはサービス業範囲の制限を求める一方的な警告状を送る行為は、権利者の無分別な権利濫用に値する」と指摘した。

FlyBook は、まず、弁理士に依頼して内容を検討しているが、法的対応には苦悩している。訴訟に乗り出す場合、勝訴の可能性はあるものの、役員・職員合わせて 4 人の小規模スタートアップ企業としては、グローバル企業を相手取った訴訟費用が大きな負担になるためだ。

FlyBook の関係者は「両社の事業領域は重ならない。ただし、グローバル企業と名称が類似している理由だけで事業範囲の拡大をけん制する警告をしてくる行為は、それこそグローバル企業の横暴だと思う」と指摘した。

イ・ギョンミン記者

## デザイン (意匠)、商標動向

4-1 サムスン-LG、商標権先取りも競争力…テレビ商標の主導権争い

電子新聞(2015. 3. 18)

サムスン電子とLG電子間のテレビ商標の主導権争いが激化している。4K高画質(UHD、3840x2160)のテレビブランドは、これまで各社の固有商標で二分化していたが、最近はその境界も崩れつつある。商標権の先取りがより幅広いマーケティング機会を保障する上、競合会社に対するけん制手段として活用されるためだ。

LG電子は、12日、特許庁に「SUPER UHD TV」という商標を出願した。今月4日には「PRIME UHD」「LUHD」「SMART UHD」など、UHDに関する商標3件の特許庁に受け付けた。LGが2012年に初のウルトラHDテレビを発売して以降、国内で「UHD」の商標を確保したのは今回が初めてだ。先月16日に出願した「Super ウルトラ HDTV」のグラフィック商標から色彩のパターンを若干変えたバージョンも同日に受け付けた。



<LG電子が2月16日に出願した「Super ウルトラ HDTV」のロゴ<図=特許庁>>



<LG電子が3月4日に出願した「Super ウルトラ HDTV」のロゴ。2月に出願したロゴに比べると色彩の配置に差がある。<図=特許庁>>

サムスン電子の「UHD」ガードも堅く、今年1月に発足したUHD業界協議体の「UHDアライアンス」の商標として「UHDA」を決め、1月22日にロゴとともに出願した。先月26日には、LG電子のひとり舞台である有機発光ダイオード(OLED)を搭載した「Super UHD OLED」など4種類を登録した。



<サムスン電子が1月22日に出願した「UHD アライアンス (UHDA)」のロゴ<図=特許庁>>

2012年8月に有機ELテレビを出願してから約2年半ぶりの有機ELの登録で、注目を集めた。これに対して、サムスン電子映像ディスプレイ (VD) 事業部のキム・ヒョンソク部長(社長)は、「近い将来に発売する商品を予め登録したに過ぎない」とコメントしただけだが、業界では「サムスンの有機ELテレビの再発売説」が話題となった。

LGの専有物とされた「ウルトラ (Ultra)」も2件含まれた。サムスン電子がUHDに関して「ウルトラ」を使用したのは今年が初めてで、業界の暗黙的なルールであった「サムスン-UHD」、「LG-ウルトラHD」の分離が意味をなくしつつある様子だ。

しかし、両社が出願した全ての商標が最終登録されるわけではない。誰もが使える一般名詞の場合、特定企業による独占的権利が行使されないためだ。



<LG電子が2013年1月30日に出願した「Ultra HDTV」のロゴ。一般名詞のウルトラHDの特性を理由に登録が棄却された。<図=特許庁>>

# ULTRA HDTV

<LG 電子が 2013 年 2 月 22 日に出願した「Ultra HDTV」のロゴ。1 月に出願したものとは違って Ultra を大文字で表記したが、一般名詞のウルトラ HD の特性を理由に登録が棄却された。<図=特許庁>>



<LG 電子が昨年 5 月 19 日に出願した「4K 3D+ULTRA HDTV」のロゴ。現在、公告段階にある。<図=特許庁>>

LG 電子は、2013 年 1 月に「Ultra HDTV」を出願したが、登録が拒否された。これを大文字に変えて ULTRA HDTV に改めて提出したが、結果は同じだった。それから 5 カ月後に 4K Ultra HDTV も棄却された。同社は昨年 5 月、4K 3D+ULTRA HD を出願してようやく公告段階に至っている。ウルトラ (Ultra)HD が UHD とともに国際電気通信連合 (ITU) が規定した 4K の画像度を意味する一般名詞だからだ。





＜サムスン電子が昨年 2 月 20 日に登録した「UHD Upscaling」のロゴ。UHD 画質の改善機能に対する商標先取りの色が濃い。＜図＝特許庁＞＞

競合会社に対するけん制手段として使われる場合もある。画質を 4K レベルに変換するアップスケーリングは、サムスン電子が昨年 2 月「UHD アップスケーリング(Upscaling)」に出願して商標登録された。同時期、欧米においても登録され、サムスンテレビの画質改善機能を意味する固有名詞としてマーケティングに活用されている。LG 電子は、「4K アップスケーラー(Upscaler)」、「U クリアー」などで対応している。

ソ・ヒョンソク記者

#### 4-2 知識財産分野の創造経済政策が実を結ぶ

韓国特許庁(2015. 3. 24)

韓国が米商工会議所の傘下機関であるグローバル知識財産センター(Global IP Center)で発行した 2015 国際知識財産指数(Int' l IP Index)商標分野の評価において、米国、英国とともに世界 1 位となった。

商標分野の評価は、2014 年の資料を基に計 5 項目(各項目別満点は 1 点)に対して行われた。韓国は、1) 商標権の保護期間(1 点)、2) 商品パッケージに使用するブランドに対する差別・制限の禁止(1 点)、3) 商標権者の商標権保護能力および保護要件(1 点)、4) 商標権の無断使用防止に必要な独占権を与えられる法的手段(0.75 点)、5) 模倣品のオンライン販売への対応策を拡大する制度の利用可能性(1 点)を獲得し、5 点満点に 4.75 点で首位に上った。

このような成功要因について、韓国特許庁は、創造経済の活性化に向けて特許庁が実施した様々な施策のうち、「知的財産の創出・保護・活用体系の先進化」および「非正常

の正常化」の一貫である「信義則に反する商標登録<sup>※</sup>の防止」、「商標の使用による識別力の強化<sup>※</sup>」に向けた商標法改正と「模倣品に対する企画捜査およびオンラインの常時モニタリング」などを積極的に推進した結果が同評価に反映されたと分析している。

※信義則の違反：他人の努力の産物を無断で使用するための商標登録

※※有名商標の保護のほか、ある程度知られた商標も使用による識別力を認定

2013年から発行してきた国際知識財産指数の報告書は、国別の知識財産保護および革新活動などを比較・分析し、政策決定者には知識財産の保護と執行に対して信頼性の高いロードマップを提供し、企業家には各国の知識財産の保護および執行に関する指針を提供することを目的としているため、商標分野の世界1位が持つ意味は格別だ。

計180ページの同報告書は、知財権保護の重要性と経済的影響、30カ国に対する知財権の保護水準および環境評価、改善事項などの情報を提供している。調査対象の30カ国に対して各基準別に0点から1点まで点数を付与してから、合算(最低0点から最大30点まで)して国際知識財産指数を算定しているが、その判断基準として、2014年に大衆に公開された当該国の政府(法令、報告書、指針および政策など)、国家機関(研究、報告書など)、法曹界(訴訟および判例など)、学術資料およびニュースなどの資料を最大限収集して評価に反映した。

反面、特許権、著作権、企業秘密、市場アクセシビリティ、執行および国際知識財産条約の加盟および批准などの項目も含まれる知識財産分野の総合評価においては、米国が30点満点に28.53点で首位を占め、韓国は23.33点で8位となった。

特許庁商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は、「同報告書は、自国の知識財産環境を客観的に評価し、改善を目指す各国の政策立案者に有用なツールとして活用されるはずだ。今回、韓国の商標権保護水準が世界トップクラスだと評価されただけに、現状に安住せず、これからも持続的に商標権の保護に関する政策作りと制度改善に取り組んでいきたい」と述べた。

#### 4-3 日本でも4月から音の商標など、新しいタイプの商標が出願可能

韓国特許庁(2015.3.26)

2015年4月1日から日本においても音、動作、ホログラム、位置、色彩のみで構成された商標、いわゆる新しいタイプの商標5種類について、追加的に保護が受けられるようになる。今回、日本の新しいタイプの商標制度が拡大されたことを受けて、日本進出を試みる国内企業の営業活動にも役に立つと見られる。

新しいタイプの商標の出願は、企業のマーケティング方法の変化とも密接な関連がある。従来は、商品の性能や利便性などを広報してきたが、最近はその企業ならではのイメージを構築し、これを多様な方式で消費者に伝える方向に変化している。米国の半導体メーカー「Intel」の「Intel Inside」というロゴとともに5音調の音を3秒間流すマーケティング戦略がその代表例だ。このように企業が新しいタイプの商標をマーケティングに活用しているため、商標の積極的な権利化に対する必要性も浮上している。

韓国は、1998年に立体商標を導入した以降、2007年にホログラムと動作の商標、2012年3月に音と匂いの商標などを導入し、動作とホログラム商標の場合、日本より約7年、音の商標は約3年早く導入された。

韓国の商標制度は、日本が先行的に施行した制度を参考して導入したケースがほとんどだが、新しいタイプの商標については、むしろ日本より先に導入していた結果、日本特許庁で韓国の審査基準などを参考して制度を検討し、今度は、制度の施行を目前にしているという点で意味深い。

これまで日本では、音、動作などのマーケティング手段を商標として認めなかったため、模倣などの危機にさらされていたのも事実だ。今回、日本の新しいタイプの商標制度の拡大により、日本進出を試みる企業または輸出企業の営業戦略、輸出戦略の策定に役立つだけでなく、日本を指定国とする国際出願(Madrid System)も活発化すると見られる。

商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は、「国内企業の対日輸出増大および貿易障壁の解消に向け、日本の商標制度の特徴および新しいタイプの商標の拡大など、制度の変化の詳細について説明会、懇談会、コンファレンスなどを介して積極的に広報し、国内企業の日本進出支援に積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

## その他一般

### 5-1 特許微生物寄託制度の運営以来、寄託件数が1万件を突破

韓国特許庁(2015. 3. 24.)

特許庁は、特許微生物寄託制度の運営を開始した1981年以来、特許微生物の累計寄託件数が1万件を突破したと発表した。特許微生物寄託制度は、バイオ分野の特許出願に

において発明の成果である微生物を公認の寄託機関に寄託させる制度だ。

特許微生物寄託件数が1万件以上の国は、米国、日本、中国など、数カ国に過ぎない。寄託件数1万件の達成は、バイオ産業分野において、未来創造科学部をはじめとする政府機関が遺伝資源の収集と活用を支援し、それと共に官民機関の研究者が数十年間重ねてきた努力の賜物だといえる。

現在、バイオ産業は、革新的な技術と創意的アイデアを基盤に基づいた未来有望新知識産業であり、創造経済のエンジンとして注目されつつある。その中でも特許微生物は、バイオ産業の最も重要な成果で、さらなる付加価値を創出することができる創造経済の中核的なDNAである。

実際、バイオ産業において特許微生物は、製薬、農食品、環境、エネルギーなど様々な分野で研究が行われており、その応用分野も無限大に広がる。

特許微生物の応用分野を見ると、製薬分野はワクチン・抗生剤などの開発、農食品分野は健康食品・微生物農薬・飼料などの生産、環境分野は汚染物質の浄化に活用している。エネルギー分野の場合、バイオ燃料の生産など再生可能エネルギーの開発に欠かせない要素であるため、その重要性が強調されつつある。

資源に乏しい韓国の実情を踏まえると、産業上の利用可能性が高い微生物を開発し、これを活用して新たな付加価値を創出することで、創造経済を積極的にリードしていく必要がある。

特許審査3局バイオ審査課のイ・ミジョン課長は、「バイオ産業分野の競争力強化に向けて特許微生物に関する法令を整備し、寄託施設および特許微生物の管理システムを定期的に点検・補完するほか、制度のPRを強化するなど、関連分野の特許創出を持続的に支援していく計画だ」と述べた。

一方、特許庁は、「特許微生物寄託1万件達成の記念式」を開催(2015.3.25. 韓国生命工学研究院微生物資源センター)し、1万件目の寄託者および累計最多寄託者(個人・企業)を励まし、特許微生物寄託機関の努力を労う予定だ。

## 5-2 光学表面処理に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2015.3.25.)

特許庁によると、最近、レジャー活動の増加、携帯端末機器の需要およびディスプレイ産業の成長を受けて、レンズ・硝子などの光学表面処理技術に対する特許出願が急増している。ただし、その内容を見ると、韓国に対する日本の出願が国内より 42%多く、国内企業の競争力確保が急がれていることが分かった。

光学表面処理技術の要は、画面やレンズなどがもっと鮮明に見えるようにすることだ。誰にでも日光によって携帯電話の液晶がよく見えず、不便な経験をした思いがあるだろう。また、寒い時期に屋内と屋外の温度差によってメガネのレンズや車のガラスが曇る現象は、時々安全を脅かす要因となる。

同分野において、この 35 年間(1979~2013)の国内特許出願は、計 737 件に上る。2000 年までは年平均約 4 件だったが、2001 年以降、約 50 件に大幅増加した。最近、キャンプ・マラソン・登山などレジャー文化活動の増加に伴う機能性レンズの需要や屋外で使う携帯端末機の増加、高品質ディスプレイ産業の成長が影響を及ぼしたと見られる。

産業専門リサーチ会社のディスプレイバンクによると、光学表面処理の代表的な分野である偏光板用の表面処理フィルムの需要量が毎年 8.7%ずつ増加し、2016 年にはソウル面積の半分に該当する約 3 億 m<sup>2</sup>に上ると見込まれている。また、韓国産業研究院は、光学産業市場が年平均 9.3%の伸び率を見せ、2015 年には 5,700 億ドルの水準に上ると予測している。

日本(345 件、46.8%)が最多出願国になったのは、先進的な光学材料技術および加工技術に支えられ、表面処理分野にまで研究開発を持続した結果だと思われる。そのほかの外国人出願は、米国、フランス、ドイツ、台湾の順だった。

主な出願技術としては、表面にナノ構造物を形成して反射光を散乱させる無反射基板、眩しさや目の疲れを防止するため、表面に反射防止コーティング層および紫外線遮断コーティング層を形成するレンズ、曇りを防止する親水性コーティング層を形成する硝子などがある。

特許庁のイ・ジヌク課長は、「最近、光学表面処理の分野において国内・国外の出願件数の開きが徐々に縮まっていることは望ましい現象だ。しかし、国内企業の技術レベルが外国企業に後れを取っていることは確かだ。専門人材の育成、高級技術の開発および強力な特許の確保による競争力強化が求められる」と述べた。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 5-3 SMART 原子炉、特許技術によって安全性も確保

韓国特許庁(2015. 3. 30.)

中小型原子炉技術分野の特許出願が相次いでいる。特にサウジアラビアに輸出する予定の中小型原子炉「SMART(System-integrated Modular Advanced Reactor)」は、韓国のオリジナル技術によって開発された上、安全性確保にも韓国の特許技術が施されている。

3月3日に締結された「韓国 - サウジアラビア SMART パートナーシップおよび共同の人材育成に向けた MOU」により、SMART 原子炉に対する関心が高まっている。小型化・モジュール化が可能で、大型原発に比べて建設の工事期間およびコスト\*を大幅に削減できるためだ。

※建設費用：約 1 兆ウォン、建設期間：3 年(大型原発の建設費用：約 5 兆ウォン、建設期間：5 年)

同技術は、原子炉システムを構成する主要機器を一つの圧力容器の中に配置することで、配管の破断による大規模の冷却材喪失事故(LOCA、Loss of Coolant Accident)を根本的に遮断できる。

このように経済性と安全性を兼ね備えているため、小型発展に適した中小規模都市のエネルギー供給システムとして脚光を浴びている技術である。

最近発行された報告書(Navigant Research Report、2013年6月)を見ても、2030年まで新規の中小型原子炉の需要は、18GWe(国内の発電設備容量の20%に該当)に上ると見られる\*ほか、2050年まで500~1000基以上建設され、価格としては350兆ウォンに上る巨大市場が開かれる見通しだ。

※『2014 原子力年鑑』、韓国原子力産業会議、2014. 07.

そのため、米国、ロシア、中国、フランスなどの主な原子力先進国も競って自国のオリジナルモデルによる技術開発に乗り出している状況だ。

韓国特許庁の資料によると、2000~2009年まで約30件に止まっていた中小型原子炉の技術に対する特許出願がこの5年間で約100件に急増した。

主な出願人としては、SMART 開発を主導した韓国原子力研究院が特許件数全体の5割を占めた。特に、韓国原子力研究院による SMART 関連特許のうち、福島原発事故のよう

な自然災害によって発電所の非常用交流電源が完全に喪失された状況でも、運転員のいかなる措置なしで 3 日\*以上を耐えられるようにする受動的安全装置に係わる特許を相当数確保しているところが目立つ。

※商用原発の運転員の措置時間：30 分

受動的安全装置は、事故による原子炉の炉心損傷頻度(CDF、Core Damage Frequency)を現行の商用原発の 1/100 の水準に引き下げられるもので、SMART 原子炉の安全性を証明する中核技術として評価されている。

特許庁エネルギー審査課のオ・ジェユン課長は、「福島原発事故以降、原発の安全性に対する懸念が相次いでいる中で、サウジアラビアに輸出する SMART 原子炉のように安全に関する中核特許を多数確保すれば、原発の安全に対する国民の信頼も取り戻せると思われる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム